

ビジネス d リモートデスクトップサービス利用規約

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、この「ビジネス d リモートデスクトップサービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより「ビジネス d リモートデスクトップサービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第 1 条（適用）

1. 本規約は、本サービスの利用に関する当社との一切の關係に適用されます。本規約の内容にご同意いただけない場合、本サービスにお申込みいただくことはできません。なお、所属団体を代表して本サービスの利用をお申込みされる方（本規約に同意し、本サービスを利用する法人を「契約者」といいます。）は、本規約の内容につき、契約者に所属する役員、従業員、又は管理下に置かれた委託先の従業員等、契約者が本サービスを利用することを認めた者（以下「利用者」といいます。）に対して説明し、同意を得たうえで本サービスを利用させるものとします。なお、契約者は利用者が本サービスを適正に利用するよう管理監督しなければならないものとします。
2. 当社は、利用者による本サービスの利用及び本規約の違反を契約者によるものとみなし、本規約に基づき対応するものとします。

第 2 条（規約の変更）

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上 (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) への掲載その他の適切な方法により周知します。

第 3 条（利用契約の成立）

1. 本サービスの申込みを希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約の内容に同意のうえ、当社が指定する手順に従い利用契約（以下、「本契約」といいます。）の申込みを行うものとします。
2. 当社は、申込者に対し、第 1 項の申込みの内容に関する事実を確認するための書類の提示又は提出を求める場合があります、申込者はこれに応じるものとします。
3. 当社は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断したときは、当該申込者からの申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 申込者が第 9 条（禁止事項）の定めに違反するおそれがあるとき。

- (3) 申込者が過去に不正利用等により本契約の解除又は本サービスの提供停止等の措置を受けたことがあるとき。
 - (4) 申込者が本規約に定める利用者としての義務を遵守しないおそれがあるとき。
 - (5) 申込者が第30条（反社会的勢力の排除）の定めに違反するおそれがあるとき。
 - (6) アダルト、出会い系、風俗関係等に本サービスを利用するおそれがあるとき。
 - (7) 当社の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
4. 本契約は、当社が第1項に基づく申し込みを承諾し、その申し込み手続きが完了した旨を通知した時点で当該申込者と当社の間で成立するものとします。

第4条（サービスの提供）

1. 本サービスは、パーソナルコンピューター等の機器を遠隔操作することができる機能等を提供するサービスであり、その詳細は本サービスサイト上に定めるとおりとします。
2. 当社は、本規約等に定める規定に従い、契約者に対して継続的かつ安定的に本サービスを提供するものとします。なお、契約者に付与したID（以下そのパスワードを含み、「本サービスID」といいます。）1個につき、任意の1名の利用者が本サービスにアクセスできるものとし、2名以上の者による同一のIDを用いた同時アクセスは認めないものとします。
3. 本サービスの利用は、契約者に所属する利用者による利用に限定されるものとします。
4. 本サービスの提供地域は、日本国内とします。

第5条（ビジネスdアカウント等）

1. 本サービスの利用には、株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」といいます。）が別途定めるビジネスdアカウント規約（<https://id-biz.smt.docomo.ne.jp/src/utility/rules.html>）（以下「ビジネスdアカウント規約」といいます。）に基づきNTTドコモが発行したID及びパスワード（以下総称して「ビジネスdアカウント等」といいます。）が必要です。ビジネスdアカウント等の取扱いに関する条件は、ビジネスdアカウント規約に定めるところによります。
2. 契約者及び利用者がビジネスdアカウントを削除した場合は本サービスの利用ができなくなるものとします。

第6条（WOLオプション）

1. 当社は、ネットワーク経由でパソコンやネットワーク機器の電源を遠隔で投入する機能を本サービスに関連するオプションサービス「ビジネスdリモートデスクトップ WOLオプション」（以下「WOLオプション」といいます。）として、本規約に基づき提供します。

2. WOL オプションの利用には、本サービスで利用する管理サイトからの指示を受け、対象となる端末宛に、電源を遠隔で投入するための信号を送出する機能を有する専用のルーター（以下「WOL ルーター」といいます。）の購入が必要となります。
3. 契約者は、WOL ルーターの購入代金（以下「機器代金」といいます。）を、WOL 契約が成立した日が含まれる月の翌月末日までに、当社指定の決済方法により、支払うものとします。なお、当社が受領した機器代金について、本規約に別段の定めがある場合を除いて、如何なる理由であっても、当社は契約者に返金しないものとします。
4. WOL ルーターの所有権は、機器代金の支払を当社が確認した時点で当社から契約者に移転するものとします。なお、本条第 7 項の規定に基づき送付された WOL ルーターの所有権は当該 WOL ルーターを当社が送付したときに契約者に移転するものとします。
5. 当社は契約者に対し、初期設定（ファームウェアのアップデート、WOL アカウントの作成、ビジネス d リモートデスクトップのユーザライセンスと WOL アカウントとの紐づけをいいます。）済みの WOL ルーターを当該契約者が利用申込時に指定する住所宛に送付します。なお、本項に定める初期設定を除いた、各種設定、ネットワークや機器との接続等については、送付した WOL ルーターに同梱のクイックマニュアル（以下「マニュアル」といいます。）に従い、契約者自身で行うものとします。
6. 契約者は WOL 契約の開始日から 1 年以内に WOL ルーターが故障したときは、当社に対し WOL ルーターの交換を依頼することができるものとします。この場合、契約者はその旨を当社が別に指定する連絡先へ通知のうえ、故障した WOL ルーターをマニュアルに記載の故障時返送先住所宛に着払いにて発送するものとします。なお、故障した WOL ルーターの所有権は契約者が発送した時点で当社に移転するものとします。
7. 当社は前項の定めに基づき、送付された WOL ルーターについて、故障であると認めたときは、新たな WOL ルーターを契約者に送付するものとします。なお、本項に基づき送付される WOL ルーターについても、本条第 4 項及び第 5 項の規定が適用されるものとし、当社が発送した日から 1 年以内に当該 WOL ルーターが故障したときは本条第 6 項の規定が同様に適用されるものとします。
8. 契約者は WOL ルーターについて、次の事項を遵守するものとします。
 - (1) 当社の事前の書面による承諾なく第三者に転売、転貸等しないこと
 - (2) 第三者になりすまして WOL ルーターを利用しないこと
 - (3) WOL ルーターの全部又は一部を、直接又は間接を問わず、単体若しくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制若しくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を要する用途のために利用しないこと
 - (4) WOL ルーターのプログラムの全部及び一部を複製・改変・編集等を行わず、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと
9. 契約者は、当社が WOL ルーターを製造するものではなく、本規約で別段の定めがある

場合を除き、WOL ルーターの故障、破損、不具合、瑕疵その他本機器に関する一切の事項について、当社が責任を負うものではないことについて、あらかじめ認識のうえ、これを了承するものとします。

10. 本サービスの本契約が、理由の如何を問わず解約されたときは、WOL 契約も当然に解約されるものとします。

第7条（契約期間）

1. 本サービスの契約期間は、初年度の場合、翌年の前月末日までとなります（利用開始日が月途中の場合は、翌年の利用開始月の前月末日までとします。例：8月15日から翌年7月31日まで）。
2. 翌年度以降の契約期間は、前項に定める契約期間内に第26条（契約者による本契約等の解除）に定める解約手続きを実施されない場合、契約期間満了の翌日から起算して1年間、同一条件をもって自動更新されるものとします。

第8条（利用料金）

1. 本サービスの料金は、年額 11,880 円（初年度は 10%OFF）で利用できます。なお、利用料金には、課税される消費税及び地方消費税相当額を含むものとし、本契約の成立日（契約更新の場合は更新日）の属する月末締めで一括前払いとします。
2. 初期設定支援サービスの料金は、1 回のお申込みにつき 33,000 円です。なお、利用料金には、課税される消費税及び地方消費税相当額を含むものとします。初期設定支援サービスの成立日の属する月末締めで翌月請求とします。
3. WOL オプションの機器代金は一台 39,600 円で利用できます。なお、利用料金には、課税される消費税及び地方消費税相当額を含むものとします。WOL オプションのお申し込みには、年額プランのライセンスが 1ID 以上必要となります。
 - (ア) 当社から WOL ルーターを発送した日を「契約成立日」とさせていただきます。
 - (イ) 契約成立日から 1 年未満の期間で故障してしまった場合、かつ、弊社に故障のご申告をいただいた場合に限り無償交換に対応しております。（ただし、交換条件を満たしていた場合に限りです。）
 - (ウ) (ア) に定める契約成立日から 1 年以上経過して故障が発生した場合は、恐れ入りますが契約者にて再度 WOL オプションのお申込みにて WOL 購入をお願いいたします。
 - (エ) WOL オプションの契約の成立日の属する月末締めで翌月請求とします。
4. 利用料金の支払い方法は、バーコード付き請求書による支払い（銀行振り込み可能）が基本となり、このほかに別途申込手続きをすることでクレジットカード払い又は口座振替を利用することができますが、クレジットカード払い又は口座振替は、申込手続きが完了した翌月の請求から開始します。

5. 利用料金の支払期日は、請求月の末日とします。
6. 当社は、特段の定めがある場合を除き、利用契約が途中で終了した場合であっても契約者が支払った利用料金の返金を行わないものとします。
7. 当社は、利用料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求することができるものとします。
8. 本条の規定により支払いを要することとなった額は、本規約または当社の Web 等に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。））の合計と異なる場合があります。

第9条（禁止事項）

1. 契約者は、本サービスの利用にあたって次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 当社若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権、プライバシーその他の権利若しくは利益を侵害する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (2) 公序良俗に反する行為若しくは公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (3) 犯罪的行為、犯罪的行為に結びつく行為若しくは法令に違反する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (4) 事実に反する情報又はそのおそれのある情報を提供する行為
 - (5) 当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (6) 本サービスに係る設備に対して過度な負担を与える行為、当社による本サービスの提供を不能にする行為その他当社による本サービスの提供に支障を与え、若しくはその運営を妨げる行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (7) コンピュータウイルス等有害なプログラムを、本サービスを通じて、若しくは本サービスに関連して使用し、若しくは提供する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (8) ビジネス d アカウント等を不正に使用する行為
 - (9) 本サービスの一部又は全部を、直接又は間接を問わず、単体若しくはシステムの一部として、原子力関連装置の直接制御、航空管制若しくは大量輸送機関での管制、生命維持装置、武器及び武器製造関連等を含む高度な安全性や信頼性を必要とする用途のために利用しないこと
 - (10) 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者のデータの改ざん、消去等を

行う行為

- (11) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (12) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
 - (13) その他当社が不適切と判断する行為
2. 利用者は前項の規定に違反して本サービスにかかる当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
 3. 契約者は、当社から事前の書面による承諾を得ずして、以下の各号に定める事項を行うことはできません。契約者が本項に違反した場合、当社は直ちに契約者に対する本サービスの提供を終了し、その他適切な法的措置を講じることができるものとします。
 - (1) 本サービスにかかるソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます。）の複製、使用、並びにマニュアル等関連資料の複製、翻訳、配布
 - (2) 本ソフトウェアの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル
 - (3) 本ソフトウェアの全部又は一部の再配布、再使用許諾、公開（送受信可能化を含む）
 - (4) 本ソフトウェアの貸与、譲渡
 - (5) 権利保護を目的に予め設定された技術的な制限の解除、無効化、及び当該方法の公開
 4. 当社は、利用者の本条に規定する義務違反により利用者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。

第10条（本サービスの不正利用等の防止）

1. 契約者は、付与された本サービス ID を適切に管理し、外部に漏洩・流出させ、又は本サービスの利用の目的以外に利用されることを防止する措置を講じなければならないものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用した顧客の情報システムに対する不正アクセス、秘密情報の不正取得、クラッキング等の防止に努め、十分な情報セキュリティ管理を行うものとします。また、当社が要求する場合には、契約者はその情報セキュリティ管理の状況につき当社に報告しなければならないものとします。更に当社が特に必要と判断する場合には、契約者は、当社による監査を受入れる義務を負うものとします。
3. 当社は、契約者による本サービスの利用に関し、契約者の本サービス ID が外部に流出し、且つパスワードの変更によっても契約者以外による不正利用を防止することができないと当社が判断する場合には、当社は当該本サービス ID を失効させることができるものとします。この場合でも、当社は既に受領済みの本サービスの利用料金の返金は行なわないものとします。

第11条（免責等）

1. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含む）について何らの保証責任も負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害等に対しても、何らの責任を負わないものとします。
2. 当社は、理由の如何にかかわらず、契約者が本サービスを利用するに際して当社のサーバ等に記録し、又は設定した情報が削除されたことに起因して契約者あるいは第三者の損害が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。
3. 本サービスの利用に関連して、契約者が第三者から何らかの請求を受けもしくは訴訟を提起された場合には、契約者自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を処理するものとします。更に当社が当該第三者からの請求もしくは訴訟の相手方とされた場合には、契約者は、当社において生じる全ての損害及び費用を負担するものとし、当社において当該第三者に対する責任を負担させないものとします。
4. 前項の場合において、当社が要請した場合、契約者は、資料の提供その他当社において必要な全ての協力を行うものとします。
5. 契約者が、本サービスを用いたリモートコントロールを行う場合には、かかるサービスは、専ら契約者の責任において契約者の顧客に提供されるものであり、これに関して当社は一切責任を負いません。
6. 当社は、当社の責めに帰すべき理由により契約者に損害が生じた場合、逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。
7. 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、契約者が本サービスの提供の対価として現に支払った1年分の利用料金の総額を上限として、当社はその責任を負うものとします。
8. 当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

第12条（知的財産権の留保）

1. 本ソフトウェアは、第三者が一切の所有権及び知的財産権を有しており、日本の著作権法その他適用のあるあらゆる法律（国際条約その他の国際法を含む。）によって保護されています。本ソフトウェアに関する著作権、ノウハウ、特許権、商標等の知的財産権は、全て当該第三者に留保されます。
2. 契約者及び利用者は、本サービスの利用に必要な限度でのみ、本ソフトウェアを使用することができるものとします。
3. 本サービスに関する商標、サービスの名称、ロゴ等に関する権利は、全て当社及びその

ライセンサーに留保され、契約者に何らの権利も許諾するものではありません。

4. 契約者であっても、前項に定める知的財産に関しては、当社の承諾なしには利用及び使用することはできません。特に、契約者が自己又は第三者のサービスと本サービスを組み合わせることで自己の顧客に提供する場合に当社が当該サービスを提供しているかのような誤解を与える記述や態様での使用、本サービスの利用目的以外の使用及び営利目的の有無を問わず第三者に貸与、譲渡、担保設定等は厳格に禁止いたします。
5. 本条の規定は本契約の終了後も効力を有するものとします。

第13条（業務委託及び業務提携）

1. 契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部又は一部を当社の指定する第三者に業務委託する必要があることを承諾します。
2. 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、第11条（免責等）に定める範囲で責任を負うものとします。
3. 契約者は、当社が業務委託先又は業務提携先との間で機密情報の保護についての契約を締結した上で、当該業務委託先又は業務提携先が業務を遂行するために必要な範囲で、契約者等情報を当社が当該業務委託先又は業務提携先に開示することを予め承諾します。

第14条（通知）

1. 当社は、本サービスに関する契約者への通知を、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うことができるものとします。
 - (1) 契約者が当社に届け出ている氏名、名称、住所、請求書の送付先等への郵送による通知
 - (2) 契約者がビジネス d アカウントの ID として利用されているメールアドレス又はビジネス d アカウント規約に基づく予備メールアドレスとして登録されているメールアドレスへの電子メールによる通知
 - (3) 契約者がサービス契約時に入力したメールアドレスへの電子メールによる通知
 - (4) その他当社が適当と判断する方法
2. 前項各号に掲げる方法による契約者への通知は、当社が前項に定める通知を発した時点になされたものとみなします。
3. 当社は、第1項各号に掲げる方法のほか、当社の Web サイト上にその内容を掲載することをもって、本サービスに関する契約者に対する通知に替えることができるものとします。この場合、当社が当該通知内容を Web 等に掲載した時点をもって当該通知が契約者に対してなされたものとみなします。

第15条（届出義務）

1. 契約者は、本サービスの申込内容に変更があった場合、又は契約者の本サービスの利用内容に変更があった場合、速やかに当社に届け出なければなりません。
2. 前項の届出があった場合、当社は、その届出のあった事実を確認するための書類の提示又は提出を契約者に求める場合があります、契約者はこれに応じるものとします。
3. 契約者が第1項の届出を怠ったために、当社の通知若しくは送付された書類が延着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。また、契約者が前項の届出を怠ったために、本サービスの全部又は一部が提供されない場合でも、当社はその責任を負わないものとします。

第16条（自己責任）

1. 契約者は、全て自らの責任において本サービスを利用するものとし、契約者の誤操作又は不正操作等により意図しない事態になったとしても、当社に対して何らの請求もできないものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用において、第三者の権利を侵害し、又はそのおそれのある行為があった場合、契約者は、自己の責任と費用においてこれを解決します。

第17条（使用記録内容）

当社は、本サービスの利用に関して、契約者の利用内容や利用記録内容を監視する義務を負わないものとしませんが、その裁量により、それらを監視する権利を有するものとします。

第18条（データの取り扱い）

1. 当社は、本サービス提供の過程で収集したデータを当社所定の期間、保存することができます。
2. 当社は、契約者が本サービスを介して閲覧できるデータの保存期間を定めることができます。
3. 当社は、本サービスを提供するため、本システムの移行や障害対応等の止むを得ない場合に、本システム内の契約者に関するデータを本システム外にコピーし、障害対応等のために調査することがあります。ただし当該用途以外でのアクセス又は利用しないものとします。
4. 当社は、本サービスの利用により生成、提供又は伝送されたデータ（コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。）が滅失、毀損若しくは漏えいした場合又は滅失、毀損、漏えいその他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。
5. 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。

6. 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

第19条（個人情報の取り扱い）

1. 当社は、本サービスの提供に際し知り得た個人情報を、当社が別途定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>)に従って取扱うものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたり、個人関連情報の保有者たる個人情報取扱事業者として個人関連情報を適切に取扱うものとします。契約者は、個人情報に関する法令、事業者団体等が定める標準的なガイドライン等を遵守し、適切な安全管理措置を採用及び運用するものとします。当社は、契約者からの委託をうけて個人関連情報の取扱いの一部を受託するものとします。
3. 当社は、本サービスの全部又は一部を第三者に業務委託をする場合、当該業務委託に必要な限度において、業務委託先である第三者に対し、個人関連情報を開示することができるものとします。

第20条（通信ログの取扱い）

当社は、本サービスの利用にかかる通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続およびネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります、契約者はこれに同意するものとします。

第21条（非保証）

1. 当社は本サービスを現状有姿のまま提供するものとし、明示又は黙示を問わず、本サービスについて、その商品性、正確性、特定目的への適合性、その提供の状態、アクセスの可能性、利用の状態、継続的な提供の状態、内容、性質若しくは得られる情報等が契約者らの希望を満たすこと、故障が生じないこと、発見された不具合が必ず修正されること、得られる情報等が常に正確なものであること、本サービスに関連する設備やデータ（本サービス用設備、料金請求データ等を含みます）が破損しないこと、別紙や関連資料に記載の内容が将来において変わらないことについて、必ずしも保証するものではありません。
2. 当社は、前項の定めその他、本サービスに関して一切の明示又は黙示の保証責任を負わないものとします。

第22条（本サービスの提供中断等）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、本サービスの全部又は一部の提供を中断することがあります。

- (1) 天災地変等の不可抗力により本サービスが提供できなくなったとき。
 - (2) 本サービスに関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき。
 - (3) 本サービスにおいて使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき。
 - (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき。
 - (5) 当社の運用上又は技術上、本サービスの全部又は一部の提供を中断する必要があるとき。
 - (6) 本サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
 - (7) 法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難になったとき。
 - (8) 本サービスが第三者の知的財産権を侵害していることが判明したとき。
 - (9) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、本サービスの全部又は一部の提供が困難になったとき。
2. 当社は、前項に定めるほか、本サービスの運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。
 3. 当社は、第1項に基づく本サービスの全部若しくは一部の提供の中断又は前項に定める利用の制限等を計画している場合は、その旨を第14条に定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は当該通知を行わないことがあります。
 4. 当社は、第1項又は第2項の定めに基づき本サービスの提供を中断し、又はその利用を制限等した場合であっても、利用料金の減免等を行わず、また当該提供中断又は利用制限等により契約者に損害が生じた場合であっても、一切責任を負いません。

第23条（本サービスの提供停止等）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、契約者に対する事前の通知を行うことなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) 第3条（利用契約の成立）第3項各号のいずれかに該当するとき。
 - (2) 第9条（禁止事項）又は第15条（届出義務）に違反したとき。
 - (3) 第8条（利用料金）に定める支払期日を経過してもなお利用料金その他の当社に対する債務を弁済しないとき（当社がその弁済の事実を確認できない場合を含みます。）。
 - (4) 当社に対して事実と反する内容の届出又は通知をしたとき。
 - (5) 第三者による本サービスの利用に支障を与える又はそのおそれのある行為があったとき。
 - (6) 契約者がビジネスdアカウントを解除したとき。
 - (7) その他本規約等に違反したとき。
 - (8) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

2. 当社は、契約者に対し、前項の措置に替えて、又は前項の措置とともに、期限を定めて当該事由を解消することを求めることができます。ただし、本項の定めは、当社が第25条（当社が行う本契約等の解除）に基づき本契約を解除することを妨げるものではありません。
3. 第1項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合であっても、契約者は利用料金の支払義務を免れることはできません。

第24条（本サービスの廃止等）

1. 当社は、自己の都合により、契約者に事前に通知することなく、本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止をすることがあります。なお、本サービスの全部が廃止された場合は、廃止日をもって本契約は終了するものとします。
2. 前項の規定に拘わらず、本サービスの変更、追加、又は本サービスの一部の廃止が契約者に重大な影響を及ぼすと当社が判断した場合は、当社は予めその変更、追加又は廃止の内容について第14条に定める方法により通知するものとします。
3. 当社は、本条の規定により本サービスの変更、追加又は廃止したことにより契約者その他第三者に生じた損害について、その責任を負わないものとします。

第25条（当社が行う本契約等の解除）

1. 当社は、契約者に対し、解約希望日1か月前までに書面又は電子メールを送信することにより、本契約を解約することができます。
2. 当社は、契約者が次の各号の一に該当すると当社が判断したときは、何らの催告を行うことなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとします。
 - (1) 本契約の申込内容が事実と反していることが判明したとき。
 - (2) 第23条（本サービスの提供停止等）第1項各号に定める事由のいずれかに該当するとして、本サービスの提供が停止された場合において、当該事由が当社の業務に支障を及ぼすおそれがあるとき、又は当社が指定する期限までに当該停止の原因となった事由を解消しないとき。
 - (3) 第9条（禁止事項）に違反したとき。
 - (4) 本規約等に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (5) 当社に重大な危害若しくは損害を及ぼしたとき、又はそのおそれがあるとき。
 - (6) その他本サービスの提供を継続できないと認められる相当の事由があるとき。第3条（利用契約の成立）第3項各号のいずれかに該当するとき。
 - (7) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。

- (8) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てをしたとき。
 - (9) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。
 - (10) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
 - (11) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。
3. 当社が前項により本契約を解除する場合、契約者は、既に支払った利用料金について、一切の払戻しを受けることができません。
 4. 第3項に定める解除は、当社の契約者に対する損害賠償請求権の行使を妨げません。

第26条（契約者による本契約等の解除）

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web等サービスに合わせた通知方法により通知していただきます。

第27条（損害賠償）

契約者は、本規約等に定める義務を履行しなかった場合には、当該不履行により当社が受けた損害を賠償する義務を負います。

第28条（協議義務）

1. 本サービスの利用に関して、本規約等に基づいた当社の指導によっても解決できない問題が生じた場合には、当社と契約者間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとしします。
2. 契約者が本規約等に反して本サービスを利用した場合、当社は、契約者に関する情報を当社サイト等において公開する場合があります、契約者はこれらについてあらかじめ承諾します。

第29条（残存効）

本サービスの利用が終了した後も、第19条（個人情報の取り扱い）、第22条（本サービスの提供中断等）、第23条（本サービスの提供停止等）、第12条（知的財産権の留保）、第11条（免責等）、第32条（権利譲渡）、第33条（合意管轄）及び第34条（準拠法）の定めは、なお有効に存続するものとしします。

第30条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとしします。

- (1) 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）であること。
 - (2) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - (3) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - (6) 契約者が法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第31条（契約者の地位の承継）

1. 法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があつたときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。
2. 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

第32条（権利譲渡）

契約者は、本サービス利用規約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

第33条（合意管轄）

契約者と当社との間で本サービス利用に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第34条（準拠法）

本規約等の効力・履行及び解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

第35条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

附則

（実施期日）

1. 本規約は令和4年7月1日から実施します。

（吸収分割に伴う取り扱いについて）

2. NTTドコモが次の表の左欄の利用規約（以下「旧利用規約」といいます。）の規定により締結し、令和4年5月13日付け吸収分割契約により当社に承継された契約の規定は、本規約実施の日において、次の表の右欄の利用規約（以下「新利用規約」といいます。）の規定によるものとします。

旧利用規約（NTTドコモ）	新利用規約（当社）
dX リモートデスクトップサービス利用規約	dX リモートデスクトップサービス利用規約

3. 本規約実施前に、お客様がNTTドコモに対し旧利用規約の規定により行った手続きその他の行為は、新利用規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附則（令和4年11月28日 CAS3サ2022000009号）

（実施期日）

この改正規定は、令和4年11月30日から実施します。

附則（令和6年4月16日 CAS3サ000400000747-04号）

（実施期日）

この改正規定は令和6年5月10日から実施します。

附則（令和6年8月20日 CAS3サ000400001506-01号）

(実施期日)

1 この改正規定は令和6年8月22日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に当社が改正前のdXリモートデスクトップサービス利用規約の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

dX リモートデスクトップサービス利用規約	ビジネスdリモートデスクトップサービス利用規約
dX リモートデスクトップサービスに係る利用契約	ビジネスdリモートデスクトップサービスに係る利用契約

3 この改正規定実施前に支払いまたは支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前の通りとします。

4 この改正規定実施前にその事由が生じた本サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前の通りとします。

附則 (令和7年2月21日 CAS 3サ 000400002080-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は令和7年3月1日から実施します。

(経過措置)

2 令和7年3月1日から令和7年5月31日までの間に、契約者が、当社指定の方法によりWOL オプションの利用契約の申込みを行い、かつ次の各号に定めるものに該当する場合に限り、WOL ルーターの機器代金(一台)を無料とします。

(1) 当該申込みをした者が、令和7年2月28日以前において、ビジネスdリモートデスクトップ年額プランの10ID以上のライセンスを有する契約者であり、かつ、当該申込みまでに本契約においてWOL オプションの利用契約がないこと。

(2) 当該申込みを当社が承諾し、WOL ルーターの発送日において、本契約が、前号の条件を満たし、有効に存続していること。

(3) 契約者が、第23条第1項各号または第25条第2項各号に該当しないこと。

3 前項に定める条件を満たす場合、第6条第4項前段に定めによらず、当社からWOL ルーターを発送した日をもって、WOL ルーターに係る所有権は当社から契約者へ移転するものとします。

4 この改正規定実施前に、支払いまたは支払わなければならなかった本サービスにかかる債務の取扱いについては、なお従前のおりとしてします。